

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 25. 5. 21 第 183 回国会第 6 号

5 月 21 日（火）、第 6 回の委員会が開かれました。

1 食品表示法案（内閣提出第 44 号）

- ・森国務大臣（消費者及び食品安全担当）、伊達内閣府副大臣、亀岡内閣府大臣政務官・復興大臣政務官、城内外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

伊 佐 進 一君（公明）

- ・食品表示一元化に当たり、消費者庁は、地方支分部局を持たない中で、執行体制をどのように充実させていくのか、伊達内閣府副大臣の見解を伺いたい。
- ・外食や中食のアレルギ―表示について、消費者の選択の自由を守るために、消費者庁は、今後どのような取組を行うのか。
- ・食品表示一元化に当たり、残された課題について検討会を立ち上げるのであればスケジュールも含め、森国務大臣の決意を伺いたい。

後 藤 齋君（民主）

- ・平成 24 年 10 月の消費者安全調査委員会発足以来、約 7 か月が経過したが、現状は消費者事故等調査等があまり進んでいない状況にある。今後の同委員会における委員及び事務局の体制に係る充実強化の在り方について、森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・国民生活センターを含めた消費者行政の在り方については、民主党政権時に、消費者庁及び消費者委員会設置法附則第 3 項を踏まえ、報告書を取りまとめ立案作業を進めていたが、政権交代後、再検討を始めている。同法附則を踏まえ、消費者行政に係る体制整備の観点から早期に必要な措置を講ずる必要があると考えるが、森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・現行の食品衛生法、J A S 法及び健康増進法に基づく食品表示に係る取締実績は非常に少ないが、本法案による取締の実効性の見通しについて、森国務大臣の見解を伺いたい。

岩 永 裕 貴君（維新）

- ・食品表示一元化検討会報告書にあるように、食品表示は、消費者がその内容を理解し活用することで、初めて価値を持つものである。消費者の理解促進に関し、

消費者庁はどのように取り組んでいるか。また、学校教育においてはどのように取り組まれているか。

- ・我が国において食物アレルギーを持つ者の割合は少ない。アレルギー表示の情報発信については、消費者庁が主体的に取り組むべきである。情報発信の重要性について森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・本法案においては、現行制度と比べ、罰則が強化されているが、その理由と監視体制について伺いたい。

伊 東 信 久君（維新）

- ・本法案によって現行の食品表示制度は融合されるが、現行の食の安全に関する制度はそのまま継続されるのか伺いたい。
- ・各国における B S E 対策の実情を伺いたい。また、食品安全委員会の委員に専門家が少なく考えるが、森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・添加物について、我が国と諸外国との規制の違いは何か。また、我が国の添加物に対する規制については、T P P 協定による影響を受けないのか。

三 谷 英 弘君（みんな）

- ・現在の表示は、包装や容器の限られた面積を前提に、文字の大きさや表記の仕方を定めているが、できるだけ大きな文字で、かつ、情報量の充実を図るためにも、QRコードを利用する等 I T 技術を活用すべきと考えるが、いかがか。
- ・アレルゲンの検査について、輸入食品は輸入時に行っているのか、また、国内流通時の検査の実情はどのようなものか。
- ・食品の原産地等に係る偽装表示について、調査の端緒となる情報提供の実情等を明らかにされたい。また、消費者庁の「事故情報データベース」における産地偽装に関する情報の取扱いを見直すべきではないか。

小宮山 泰 子君（生活）

- ・第6条に規定する内閣総理大臣の指示に関し、事業者が「その指示に係る措置」をとらなくともよい「正当な理由」とは、どのような理由か。また、命令は事業者に与える影響が大きいため、適切なルールが必要と考えるが、いかがか。
- ・食品表示に対する理解を深めるためにも、消費者教育は重要であると考えているが、森国土大臣の見解を伺いたい。
- ・TPPへの参加によって我が国の食品の安全が後退するようなことがあってはならないと考えているが、城内外務大臣政務官及び森国土大臣の決意を伺いたい。